

第六十五回国  
参議院建設委員会會議録第四号

昭和四十六年二月十八日(木曜日)

午後二時二十分開会

委員の異動

二月十七日

辞任

小林 国司君

補欠選任

佐田 一郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

田中 一君

上田 稔君

斎藤 昇君

松本 英一君

委員

大森 久司君

小山邦太郎君

佐田 一郎君

山内 一郎君

米田 正文君

二宮 文造君

国務大臣

建設大臣

根本龍太郎君

政府委員

建設大臣官房長

大津留 温君

建設省計画局長

高橋 弘篤君

建設省道路局長

高橋 国一郎君

自治大臣官房参事官

佐々木喜久治君

事務局側

常任委員会専門員

中島 博君

説明員

大蔵省主計局司計課長

乗富 光義君

参考人

日本住宅公団総裁

林 敬三君

日本住宅公団理 東 貞三君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○建設業法の一部を改正する法律案(第六十三回国会内閣提出、衆議院送付)(継続案件)

○委員長(田中一君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

○委員の異動について報告いたします。まず、委員の異動について報告いたします。昨十七日、小林国司君が委員を辞任され、その補欠として佐田一郎君が選任されました。

○委員長(田中一君) 次に、参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

建設業法の一部を改正する法律案の審査中、日本住宅公団の役職員を参考人として出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田中一君) 御異議ないと認めます。

○委員長(田中一君) また本案審査のため、来る二十三日の委員会に建設業関係五団体の関係者及び学識経験者を参考人として出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田中一君) 御異議ないと認めます。なお、この人選につきましてはただいま御報告申し上げましたとおりであります。変更等がございますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田中一君) 御異議ないと認めさよう決定いたします。

○委員長(田中一君) 建設業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は、第六十三国会において提出され、同国会で提案理由、補足説明及び衆議院の修正点の説明を聴取しており、その後継続審査となっており、このため、これより直ちに質疑に入ります。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○松本英一君 私は建設業法の一部を改正する法律案の質疑に先立ち、昨年の八月十八日、本委員会における審議の中で、建設工事入札参加資格申請書、通称指名願い——の様式の統一、並びに簡素化についてその早急な実施方についてお尋ねをいたしました。これに対し、建設省においては行政官理の改善所見と相まって、三カ月の短い期間にその作業を進められ、十一月二十七日付建設事務次官より主要公共工事発注者に対する通達が発せられました。この措置に対し、大臣のすみやかな決断と関係局及び課の方々の御努力に敬意を表するものであります。様式の統一並びに簡素化の施策として、十六様式中、八様式が廃止され、残りの八様式についてもその改正の内容において不要な事項の削除、並びに写しによる提出方法を採用されました。このために廃止をされた八項目のうち、登記簿謄本四百三十円、印鑑証明書二百六十円、建設業退職金共済組合加入証明書——府県によつて異なりますけれども、大体百円、合わせて七百九十円になります。これを二十の発注機関に提出すると一万五千八百五十円になります。十月三十一日現在で十七万四千六百五十二名の登録業者であります。十七万としてこの数字を掛けますと二百六十八万八千六百円もの削減になるわけでありまして、一方廃止をしない八様式については、証明手数料は登録証明書百円、代表者身元証明書五十円、納税証明書百円でありまして、この原本料総額は二百五十円になります。これを二十の発注機関に出すと五千円でありまして、写しの場合、コピー料金一枚

七十八銭。一円として計算し、三証明書類を十九の発注機関に出すと五十七円。六十円と計算して原本料コピー料金の小計は三百十円でありまして、したがって、写しにより削減される金額は、原本二十提出の五千円から原本一通り、コピー十九提出の三百十円を引いた四千六百九十円でありまして、十七万人の全国の業者に掛けますと七億九千七百三十万円であり、廃止と写しの簡素化によつて合計三十四億八千三百九十万円の削減になります。平均六十発注機関に提出した場合、これは百億円をこえる金額であります。中央建設業審議会が答申をして十年、建設業法の制定以来、実に二十有余年、思えば長い年月、建設業界はむだな冗費の支出を迫られておったというこれは証明でもあります。建設省として今日反省をされて、建設業界は気の毒であつたというお考えがあるかどうか、まず御質問を申し上げます。

○国務大臣(根本龍太郎君) ただいま松本さんから御指摘がありました昨年の国会で、私は直ちに善処して解決をしたのであります。実は、そのいまだから十三年前にもやっておったときに、その問題を実は私は知らなかつた。純然たるこれは事務的な手続上の経費であつたと思つておりました。が、いま考えれば、たいへんこういうところにこまかい配慮がなければ、ちりもつもつて相当の経費を業界に負担しておつたことは、これは非常に配慮が足らなかつた。しかしながら、昨年御指摘がありまして改善したことは、せめてもの私はこれは措置であつたと思つておる次第でございます。

○松本英一君 昭和二十四年、アメリカのドッジ公使の指示で吉田内閣の池田蔵相が行なつたドッジライン政策は、戦後のインフレを収束して経済を正常化するために、政府の補助金や助成によつて竹馬の足みたいなものを切り取つて、みずから足で自立することを目的としたデイスインフレ

政策でありました。そのため日本経済はたいへんな不況に見舞われ、各企業は操業度の引き下げ、支払の遅延、賃金の切り下げ、首切りなど不合理な経営におちいらざるを得なかったものであります。このような情勢を背景として建設業法が制定されました。そうしてそれ以来、建設省から出されておる次官通達には賃金の不払い事件についての防止、中小建設業の受注機会の確保、建設労働者宿舎の改善、あるいは協業組合の取り扱い、工事規模、工期等の適正化、中小建設業の振興等、数知れない次官通達が出されております。

その中に、昭和三十七年一月二十七日付、「中小建設業の振興について」というまことにけっこうな次官通達が出されております。「最近における建設工事量の増大に対処し、その円滑な施工を確保するためには、さきに通達したように、発注に当たって工事規模、工期及び発注の時期を適正にする等の配慮が必要であるが、他方建設業者なにかんづく中小建設業者の施工能力の増大を図る必要がある。そのため、中小建設業者による共同請負の実施を推進して、その施工能力の増大を図り、増大した施工能力に適合する工事を受注する機会を与えるよう別紙要領に基づき所要の措置を講ぜられたい。なお、中小建設業者については、今後は、単なる共同請負から協同組合化へ、さらに進んで企業合同の方向へと〇〇するよう配慮されたい。」との要旨であります。〇〇というのは読みにくい、私が読みにくい字であります。大臣はこれは御承知でございますし、自治省の方は各地方自治体に対する通達がたくさんあるでしょうから、馬へんに川を書き、下の字は「致す」の字であります。この字を自治省の方はお読みできますかどううか。

○政府委員(佐々木喜久治君) 「ジュンチ」という字でございます。  
○松本英一君 それでは、どなたからでもけっこうです、馴致という文字の説明を願いたい。  
○政府委員(高橋弘篤君) ただいまの次官通達に

つきまして、「さらに進んで企業合同の方向へと馴致するよう配慮されたい」ということでございすが、これは、だんだんとならしていくということであらうかと存じます。

○松本英一君 「あろうか」という御答弁であります。文字にはそれぞれ意味があります。すなわち、二個以上の字を集めて一個の字形をなし、かつその意味を合成するものを会意文字と申します。物の形をかたどるのを象形文字。カメの甲やけもの骨に彫りつけたものを甲骨文字。形のなみのある約束で差し示すようにつくったものが指事文字。意味をあらわす部分と音をあらわす部分を組み合わせる形文字。たくさん文字の解し方があります。その中で、この馴致の「馴」という字は馬へんであり、馬というの馬の字をあらわす象形文字であります。馬と川は流れをあらわす象形文字であります。広辞林によれば馴致とはならしてなつかせることと書いてあります。

「馴」の字は馬の従いであり、馬と川の会意文字でありますから、水の流れに従うように馬は従いなることであります。このような文字が通達の中でどうして使用されるのか。建設業界をそのような考えで今日まで見ておられたのかどうか。明確な御答弁を願います。

○政府委員(高橋弘篤君) ただいま先生からいろいろお話ございましたけれども、当時「馴致」ということばを使つたわけで、当時の原案者はどういふことばでどういふ意味で書いたかよくわかりませんで、私どもの解釈では、そういう先生のとおっしゃったことは全くございせん、次第に中小企業者を指導いたしまして、共同請負制度から企業合同へ、さらに進んで、そうして中小企業者も建設業を受注する機会を十分受け得るようになり、そういうことで次第にそういうことになっていきなさい、そういうふうな指導すべきであるというのであります。

してあります。「馴致」というような字句が今後は絶対に建設省から出ないことをお願いをしたいと思ひますが、いかがでございましょう。

○政府委員(高橋弘篤君) 仰せのとおり、ことばは十分注意しながら書かなければいけないわけでございますので、今後こういう通達にあらましまして、十分注意しながら表現をいたしてまいりたいと思ひます。

○松本英一君 建設業法の制定以来、建設省は真剣に建設業界の指導育成に取り組んでこられたのか、はなはだ理解するに苦しむところであります。形式的な監督行政で今日までこられたのではないかと。総合的な指導、行政の欠除が今日の建設業界の混乱を持たしたのではないかと考えるのであります。歴代の建設大臣がほんとうに建設業界の側に立ってその育成、指導に当たられた方がおられたか疑問であります。建設大臣は、最大の工事発注者として業界に臨んでおられますけれども、業界の健全な発達にどのように今後指導、行政をなされる御所見であるか、まずそれをお伺いいたします。

○國務大臣(根本龍太郎君) 先ほど「馴致」ということばについてたいへんお怒りのようですけれども、これは私はここで文字のいろいろ説明する必要はないと思ひますけれども、けものへんがついたから動物扱いにしたということは、私はないと思ひます。ただいろいろ馴致ということばというものを他にも使つておつたのが、そういうふうな掘り下げなければならぬこれは感情を害するようないふこともあるから今後使わないようにしますけれども、あのことばを使つたがゆえに業界を動物扱いしたというふうな解釈されるのは、どうも私はびんとこない。なお、歴代の建設大臣が業界を一つもめんどろ見ないということは、私はこれは言い過ぎじゃないかと思うのです。いやしくも国民に奉仕、しかもそのうちで特に戦後の日本の国土の荒廃した中で、あるいは道路をつくり、河川を改修し、さらに住宅、あらゆる方面に国民の心

を心としてやってきたのが、歴代内閣の私は建設大臣だと思ふのであります。私もかつてそれやりました、そのときもそのつもりでやつたつもりでございます。いろいろそれをどんなことをしたかということをお聞かせいただけます、一々ここで私は実例を示してこうだこうだということを言うことも少しおとなげないような気がしますが、御承知のように、入札の合理化のための措置やあるいは工事施行の際における中小企業の受注機会の確保に関する規定を設ける等、あるいはまた他の業界に率先して建設省は前渡金制度をやっております。これはいまから十五、六年前ですが、やっておりますが、この際も当時は御承知のように、台風手形というふうなたいへん長期の手形が行なわれておるときに、建設省は発注した上に資金まで前渡するということで当時ずいぶん大蔵当局と対立したものであります。それをあえてやり、さらにかつこれが国の税金でやっておりますことでもありますから、途中で業界が、これが事業遂行ができなくなつてきた場合に、たいへん大きな利益に損失を来たすということで、保証会社もつくつておるといふような配慮もしたり、あるいは機械貸与によつて、中小企業の業界が大企業の合理化についていけないのを政府資金でめんどろ見るといふようなこともやつたのが建設省が初めてです。農林省はあとから出てきた、運輸省もそうです。あるいはまた先ほど御指摘のありました中小企業に対するジョイントベンチャー、この制度も建設省が他の官庁よりは早くやつておるといふような、かなり配慮をしてやつたつもりでございます。しかしながら、一面において日本の建設業はこれは届け出制度でありまして、しかも、各発注者が、民間もあれば地方公共団体もあるということ、非常にたくさん、資力、技術、そうしたもののない方でも届け出さえすればできるということ、非常に乱立し、そうした結果非常な過当競争になる、あるいは無責任なものが出てくる等のために、あるいは倒産、あるいは不正行為といふいろいろ摘発されてきたのであります。そのたびごとに

いろいろと行政指導もいたしたのでありますが、最近におきましては倒産ということが出てくることもありますけれども、これは監督指導が悪いから倒産したというところに結論づけることは、私は適当じゃないと思います。むしろこれは現在体質改善をしないとどうな発注が出てくるのかというところにまた問題があるような気がするものでありまして、そういう意味で、今後日本の公共事業が相当大きくなります。現在でも昭和四十五年度中における建設業の総投資額は十七兆四千億ほどになつております。すなわち国民総生産の二〇%を占めております。しかも、これがもっとも伸びていくということになりますれば、これは相当業界自身の近代化、合理化、これをはからなければならぬと思つて、海外の企業も入ってくる、このように段階で、しかも最近のように労働力不足のときにあたつて、いわゆる出かせぎ等一時的な建設労働にゆだねるということも、これも非常に困難です。コストダウンするという意味においても、あるいはまた労働の省力化という問題からしても、これは業界と行政機関が一体となりまして近代化、合理化、これをはかるとともに、やはり国民の生命財産に密着する事業でございますから、業界も責任を持ってその仕事をやり得るという体制をつくる必要がある、こういう観点からして、広く国会の皆さんの御意見も十分に拝聴し、かつまた業界の意見にも耳を傾け、あるいは各界の意見を十分にそんたくして、今回、御承知のように建設業法の一部改正案を出した、こういうことによつて、さらに一段と建設業界の健全にしておかつ今後国民から信頼される土木建設業界を確立していくとともに、国民の期待に沿うような建設事業の推進にあたりたい、こう考へている次第であります。いろいろと御批判、御意見をお聞きして建設業界の健全な発達に努力してまいりたいと考えている次第であります。

○松本英一君 私は、何も馴致という文字じりをとらえてお尋ねしたのではありません。自治省の方には聞いたのはよく通達を出されるので、ならすとか、ならされるのが多いからお読みできたと思うのです。日本を愛し、私たちの日本語を守りたいからこそ質問をしたのです。そうして今後こういう文字を使用しないようにという意味を含めての質問なんです。何もいま大臣から答弁のあつたような、文字じりをとらえてではないのです。なぜなら、それは方便と申します。方便はうその代名詞のようになってしまいました。方便というのは菩薩の位から如来の位に達するための修業をする過程を言うのであつて、方便本という経本の中にはつきり書いてあるのです。したがつて、私は昨年八月の質問でも必要なこと、むだなことを屋下屋を架すると言いました。屋上屋を架するとよく言いますけれども、屋根の上に屋根をつくるのは必要であり、屋根の下に屋根をつくるのが不要でありむだだから、屋下屋ということを使つたのです。日本語を守つていきたいという気持ちで質問いたしましたので、その点について大臣の御答弁を求めます。

○國務大臣(根本龍太郎君) それでは、さうでございます。私もさう思つております。ことばの問題でございまして、議論しようとは思いませんけれども、松本さんのように国士的な存在が日本にいま非常に少なくなつておるわけで、正しい日本語をこれから奨励しなくちゃならない。その意味において官庁が正しい気品のあることばを使うことは、私も全く賛成でございます。

○松本英一君 五十八カ月間続いた高原景気も一昨年から停滞を始めてまいりました。政府は、景気調整の重要施策の一環として、公共事業費をもつて安全弁の役割として利用されたことは、周知の事実であります。景気が過熱すれば、この公共工事の発注をおくらせ、また反面、不況感が漂えば、早期に発注して景気をあおるなど、このように景気的好不況によつて公共工事で調整するがときは、わが国の基幹産業である建設業の発展はおろか、根柢から弱体化への道を進まざるを得ないわけでありませう。

このような経済情勢の中で、業法改正によつて特定業者と一般建設業者が誕生するのでありますが、許可制実施の理由の一つには、建設業者の基盤の安定確保をはかることがあげられております。わが国建設業界の九九%を占める中小業者を、許可業者としての信頼を高め、経営基盤を固め、将来への発展、育成への指導理念をお尋ねいたします。

○國務大臣(根本龍太郎君) これは松本さんが最もよく御存じと思ひますが、従来この下請事業がかなり出ております。ところが、これは片務契約的なものでありまして、表面上から見れば資産もあり、それからシェアも十分持つてゐる、技術者も持つてゐる、資本能力もあるという者にえてして入札の結果がそこに集中する。その親請けから今度は下請、孫請までいつてゐるのが現状だと言つていいでしょう。しかも、この中小企業の人たちが、大部分が下請、孫請でやつておる。しかもこれが前渡金をもらつてもそこまで十分に流れない、あるいはまた初めから利ざやをピンはねされて、それでやらざるを得ない。そういうところに、日本の建設業がいわゆる近代的企業と言えないというところに問題があるのです。ところが、現在の業法では、そうしたものをチェックする何らの方法もない。そのためにやはり特定建設業者という制度を設けて、これらの者が一定の条件のもとに下請させることはできるけれども、その場合には十分なる下請に対する保証措置を講じなければならぬということに規定することによつて、中小企業の保護ということになるわけでありませう。それからジョイントベンチャーについても明定いたしました。ジョイントベンチャーというのは今までやつておりましたけれども、実はこれが、中小企業の近代化育成のためにやつたことが、逆に大手が競争をできるだけ回避しておつたところのジョイントベンチャーがむしろ多いというふうな形で、これまた最初のわれわれが構想したことと必ずしも一致してないといふようなことから、この業法が国会で制定されますれば、一段と私は建設業界が健全化する。そうして従来でありますれば、若干の金を持つておる者が、地方ではよく若干の地方政治家と話し合ひをして、そうしてその業界に届けばすぐに今度は県の指定工事をもつて、入札の指定をもらつて、あるいは町村でもらう、これが非常に乱雑な競争になり、これが倒産のもとになるといふところでありませうから、やはりこれは大事な公共事業をやつて、しかも人間の生命、財産に関する大きな仕事をやることでありますから、許可制度を前提として業界の再編成を考へることが必要である。

それから冒頭にお話ししました従来この建設事業の発注が景気の調整の具に供せられた。これは若干あつたと思ひます。正直にいつて、しかしそのためにこの建設公共事業をやつてゐるのにはございませんで、十分にこれは国家的な必要、日本国土開発のために必要だといふことが前提条件であります。ただし副作用的に若干これは公共事業のみならず政府の財政政策、これは景気対策が若干含まれることは当然でございます。本年については、これは私が意識的に、これは大蔵省の意図でなく私の意思として、四十六年度予算が終つたならば、成立しますれば、直ちにこれは地方並びに建設省管下の各公団に早期発注することをすでに指令しておきました。さらにその場合において、これは公団長会議あるいは地建の局長会議、あるいは土木関係の土木部長会議にこれは明確に指示いたしました。これによつて本年度の景気停滞を緩和するほかに、どうしても従来この発注がおくれがちです。これで一番大きな弊害を受けてゐるのは雪積地帯の東北、北海道、それから山陰、北陸です。そのために今度はおくれたいまは、年度末になつて突貫工事をやつたといへな被害と……それで私はこゝしを一つの転機として予算が成立したならば、もう年度初めに各県、各事業所に事業を早くおろすといふ一つ

の前後を確立しておきたいという意図でやっておりますことは事実でございます。

○松本英一君 土木工事と建築工事とは同じように公共投資でなされております。土木工事に関しましては、公共土木施設災害復旧事業の設計費、通称赤本によって積算基準が非常に確定をいたしております。したがって、非常に精密な数量とか積算の基準が明確であります。また、後日実際に工事に着手し、設計変更を余儀なくする場合、内訳明細書よりもよいかればよいかえらるる、少なくなれば少なからざる、いわゆる実費精算方式が採用されております。だから土木工事に関しては施工者の利益も損害も保証されておる面、不当な利益に対しては強制的制限をされておるわけでありまして、これに対し建築工事に関しては、工事金の総額をいづれ一本で出すのが現状であります。それから先、内訳明細書の数量に誤差があることがわかって、あるいは掘り方の際、砂のところに岩が出たり、あるいは土だと思つて掘り方をするとベドロ状態のどろが出たりした場合、それはほとんど事実上の変更がなされてないのではありません。ということは、利益もあるが、そのかわり損害と危険が伴うことが非常に多いという問題であります。たとえば集団住宅建築を主体とする日本住宅公団の建築工事においては、四、五年前よく言われておりましたが、四千万円の工事を施工すれば五百万円の赤字が出るのが当然とされ、そのことは今日においても赤字額の多少の変動はあつても変わっておりません。本法の改正にあたり、倒産倒産といわれますけれども、ほんとうに倒産した業者は建築業者であり、しかもそれは零細業者に多いのであります。一方、土木工事を施工する人々は、みずからの土地あるいは河川あるいは道路に生きている関係から、実費精算方式によつてさやかな経営が行なわれておるのであります。建築工事に関しては、結局実費プラス経費の算定方式に移行しなければ、いつまでもこの状態は続くものと考えられますけれども、政府の御見解を求めます。

○国務大臣(根本龍太郎君) これはたいへん大事なことであり、しかも実務的なことでありますから、事務局から説明いたさせます。

○政府委員(大津留温君) 建築工事についても土木工事と同様の積算基準、共通の積算基準をつくらなければならない、また実費精算方式をとつたらどうかと、いろいろお尋ねでございますが、まあ建築工事は土木工事と若干工事の内容が違つていう面もございますし、建設省所管の官庁営繕工事につきましては実態をよく調査いたしまして、その調査に基づいて積算基準というのをつくりまして、これは全国的に行なつております。しかし先生の御指摘は、公共団体が行ないます補助事業あるいは単独事業につきましては、あるいはほかの省が行ないます建築工事におきましては、積算の基準がばらばらになつておるといふ御指摘であらうかと思ひますが、建設省といたしましては最も大きな工事の発注者として、他の省にも呼びかけまして、その積算基準を共通のものとして使うように懇請しておるわけでありまして、必ずしもこれは同じものが使われていないという実態でございます。また地方公共団体といたしましても、それぞれその地方の実態に応じたやり方をやつておる面がございます、必ずしも統一されておられませんけれども、しかし御指摘のように、いづれにいたしましても積算が実態に沿わなくて、請負業者に不当の損害をいふというようなことは、これはきわめて好ましくない事態でございますから、建設省といたしましては、ほかの省にも呼びかけまして、あるいは地方公共団体にも指導いたしまして、できるだけ適正な積算方式をとるよう指導したいと思ひます。

もつて訂正していくということをいたしまして、実情にできるだけ沿つたもので発注をしてきていただく、こういうことをいたしておるわけでございます。そこで確かに私も就任して以来ずいぶんたちますのですが、よく聞きますことが、公団の仕事というもののうまみがないとかあるいはへたをするとか損をしてしまう。へたをするというのはやりくりといひますか、いろいろな砂利や、いろいろなことでのほかの工事とのコンビネーションというものをうまくやつていかないと損をするくらいだといふようなことも聞かしまして、私どももその積算については気をつけまして、お話しのように実費プラス経費と、こういう仕事でございまして、大きくもつけていただくといふわけにはどうも至らないものではありますけれども、実費プラス経費でいいものをつくつていただくという単価には、もちろんいたさなければならぬと存じております。したがって、たとえばさつきも大臣からお話ありました前渡金の制度でありますとか、あるいは現金払いの制度であるとか、あるいは労務費についてしばしば改定を行なつていくとか、そういうようなことによりまして、いやしくも業者の方に、普通に一生懸命やつていらつしやつて、かつマイナスになるといふようなことにはならないように私どもも気をつけて今後ともまいりたいと存じます。物価上昇ののりからでございますから、今後とも実態調査を十分に行なつて、単価の適正化ということには努力してまいりたいと存じます。ただひとつ御指摘のありました、岩が出たといふような場合、これは小さい岩のときにはお約束した範囲内でやつていただくものはやつていただくようにしますが、著しく大きな支障が出てくる、岩ばかりでなくて、そういう場合には設計変更いたしまして、協議をいたして適正化につとめるといふことをやつて努力をしておるのでございます。今後とも一そうこの点留意してまいりたいと存じます。

○松本英一君 先ほど大臣からお答えがありました前払い金の話がいまも出ましたけれども、住宅公団の工事で赤字を承知してもそれを受けるのは前払い金があるからであります。したがつてこれはそのような無理な仕事、うまみがないという総裁のお話ですが、うまみがないというのは何に原因しているのかどうか、これはもちろん積算と監督であります。監督はどのような方法でなされておるか、住宅公団のほうから御説明を願ひます。

○参考人(東貞三君) 住宅公団の監督は現在この図面、仕様書に書いてあることを厳重に現場で守るようというところで監督をつけておるわけでございまして、これも人員の都合がございまして、全部が住宅公団の人間だけではとても監督が行き届かないといふことで、一部を地方公共団体その他の事務所に監督のみを委託しております。こういうことで、なるべく住宅公団の人間で監督したいといふことは念願にしておりますけれども、とも人員が足りないといふことで委託業務でも監督をいたしておるような状態でございます。

○松本英一君 住宅公団の監督はいま言われた地方公共団体、それから住宅公団、団地サービス等の、大体三つくらいの監督でなされておるのは御承知ですかどうか。

○参考人(東貞三君) 十分承知しております。サービス会社ばかりではございません、一般の監督する事務所にも委託しております。

○松本英一君 私は土木と建築と比較して土木の赤本の要領というものを、建築にも採用してもらいたいという希望を申し上げたんです。建設省は建設行政の主務官庁でございます。地方公共団体、ひいては民間まで建設省にならうのであります。建設省は土木関係は陣容が豊富であり、人員も多数であります。しかも、その歴史が古いといふことは、進歩への道をたどつているとも言えるのであります。これに対して建築関係は単に建設行政の面にあまりにも重点を置き過ぎて建築生産といひますか、建築の発注業務に対して非常に配慮が足りなと思われまふ。このような建設省のあり方から、これに関連する国庫補助工事などで地方自治体の

行政にも必然的に波及している現状と建築の公共投資が非常にその比重を占めつつある今日、建設省の行政指導の必要は焦眉の急務であると考えます。これに關して御答弁を求めます。

○政府委員(大津留温君) 先生御指摘のとおりでございまして、私も今後一そう検討し、整備しなげばならない部門だと思ひます。御承知のようにわが国の土木事業のうち公共事業が占める割合は半分以上でございまして、しかし、これに反して建築工事につきましては、官公庁の建築工事というものは全体の二割にも満たないというようなことで、どちらかというとい民間のほうが相当建築は進んでいるような状況と言へると思ひます。そういうようなわけで建設省の行ないます建築工事が民間の工事に対する指導力といひますか、影響力というものは土木に比較しますと小さいわけでございますが、しかしながら、御指摘のように少なくとも各官庁が発注いたします建築工事また地方公共団体が行ないますものにつきましても、私どものほうでできるだけ基準、準則というようなものをつくりまして統一ある積算、発注、こういうものをやりたいと考えております。

○松本英一君 公団總裁にお尋ねしますが、先ほど物価版によつて積算されておるとおっしゃいましたが、それはどれとどれでしょうか。

○参考人(東貞三君) 物価版と申しますのは、建設資料及び建設物価、こういう二種類の財団法人から出してあります非常に権威のある物価の収集をした一つの資料でございまして、これは毎月出してあります。

○松本英一君 どこで出しているんですか。

○参考人(東貞三君) 建設資料のほうは建設経済調査会というところからございまして、建設物価のほうは、これは建設物価調査会というところから出してあります。

○松本英一君 そうした物価版によつて設計し積算し基準単価として活用をされておられるわけですね。しかし、これが実情に即し、かつ利用上容易にできる状態でないといふ、発注者にとっては不当

に過小積算して、建設業者に、施工者に重大な影響を及ぼすのであります。その点についてはどのようにお考えですか。

○参考人(東貞三君) この点につきましては、お説のとおり幾ぶんこの資料は古い資料をとつておる場合もございまして、そういうものは非常に物価の値上がりのどんどんしておるようなものは、ちよつとこの資料もそれについていけないというやうな事態もございまして、それにつきましてもわれわれのほうから特別にいろいろのところに聞きまして、そのときの単価をつかむように注意しております。

○松本英一君 おくれる場合があるとおっしゃいましたが、これは出版物でしょう。おくれる場合はなくてはならないのがあたりまえでしょう。それならば建設物価調査会の委員の構成、人員は、業者代表は何名ですか。

○参考人(東貞三君) 不明にして、ただいまその代表その他を調べておりませんので、よく調査して、その人員を調べることにいたします。

○松本英一君 一般的な考え方からすれば土木工事は偶発的な原因によつて影響されるがゆえに、危険も損害も多いと思われがちです。実質はしかし、これら公共投資による工事において、土木工事の積算は赤本によつて非常に弾力性を持つておるのですが、建築工事に関しては一律的な考えのみに終始して今日に至つており、弾力性ある積算がなされてないのです。たとえば三階建ての家を四階に建て増すときには、これは設計変更があるに過ぎない。四階建てを三階に減らすときも設計の変更があるのは当然であります。しかし、先ほど申し上げましたように、設計変更があるかといへば、建築工事の場合にはないのが通例であります。これから言へることは、土木工事においては設計変更がなされるのが通常であり、設計変更がないのがむしろまれであり、建築工事の場合は全く逆で、設計変更がなされないのがまれであるといわれております。このことは、建築行政が土木行政に比して大いにおくれているというふうに出てお

ますが、右へならえの総本山である建設省では、この問題についてどのような理解をなさつておるのか。

○政府委員(大津留温君) 実情に沿つて変更するという弾力性を持つべきだといふ御指摘、まさにそのとおりだと思ひます。土木に比べまして建築関係がおくれているとは必ずしも考えませんが、これは工事の性格上、土木工事は、やはり実際の工事を実施してみても地盤その他が違つていたといふことで変更するケースが多からうと思ひます。建築工事は綿密な設計をいたしまして工事にかかりますから、変更するケースが土木に比較しては少ない性格を持つておるかと思ひます。しかしながら、いずれにいたしましても、実情に沿わない工事を請負業者にやらせるといふことは、全くこれは好ましくないことでございまして、必要に応じて設計変更もいとわないうふうな指導にしたいと思ひます。

○松本英一君 建設業法第三章の建設工事の請負契約に關する諸規定の精神を、現実の建設工事の請負契約において実現させるための一助として、同法三十四条二項によりまして、中央建設業審議會は、建設工事の標準請負契約約款を作成して、その実施を勧告することができるとなつております。この規定に基づいて、中央建設業審議會が作成した標準請負契約約款には、公共工事用の建設工事標準請負契約約款、民間工事用の契約約款及び下請契約約款などがございまして、通常、単に標準請負契約約款といわれておりますのは、公共工事用の建設工事標準請負契約約款であります。

現在公共工事用に広く採用されておりますが、その約款の特徴の一つは、請負代金の一部を発注者が前払い金及び出来高払い金として建設工事の完成に先立つて支払ふことであり、民法の請負契約の工事完成後の事後払いの原則を修正しておるものであります。今次の業法の改正に伴い、建設工事標準請負契約の改正は当然必要となるのであります。ところが、現行約款においては、各条項中にも不明確あるいは片務性の点が多く見られます。建設

業者の不利は免れないことは明らかでございます。すみやかにこれの是正をはかるべきだと考えますが、政府の御見解をお伺いしたいのであります。

○政府委員(高橋弘篤君) 現在の発注者と請負者の間の契約関係につきましては、元來これは双務的なものでございまして、しかしながら、建設業の特殊性からしまして注文生産でございまして、実情は、いわゆる片務的な契約といふものが相当おつしやるといふに多からうと思ひます。したがいまして、今度の建設業法の改正案におきましても、請負契約関係の適正化といふものをはかるための改正の御審議を願つておるのであります。さらに、ただいま御質問のございましたように、中建設の建議いたしました建設工事標準請負契約約款につきましても検討を進めてまいりまして、その中におきましても、当時と相当事情が変わりまして、実情と合わないところがございます。そういう点につきましても、いわゆる片務性を是正するためのいろいろな検討をいたしたいといふふうに考えておるわけでございます。中建設におきましても、たとえば天災その他の不可抗力による損害の負担の問題とか、物価上昇に伴う工事費の負担の問題、そういうものを中心として十分審議を願うことにいたしたいと考えておる次第でございます。

○松本英一君 契約約款の特徴の二つ目は、資金等の値上がりによる請負代金額の変更及び天災、不可抗力による損害の一部を建設工事の注文者の負担とすることを認めておることでありまして、建設工事の契約が済まされ、以後物価が上昇し、労賃が高騰し、材料費が急騰した場合、そのとき訴える方法はあつても、どういふふうにするか、そのすべを知らません。契約以後についてのその差額は、なほだしいものにはスライド制を適用されるならば、発注者みづから法を守るといふ精神が生かされ、範を示していただけたらと思ひますが、御見解はいかがでございますか。

○政府委員(高橋弘篤君) ただいま御質問ござい

ました問題点についてまず最初に申し上げます。あとまた必要がありましたら発注者の官房長から答弁をさせていただきます。

先ほどもちよつと申し上げましたように、物価スライドの条項につきましては種々問題があるわけでございます。検討を今後いたしてまいらるわけでございますけれども、そういう相当物価変動があつたときにおきまして、契約後もう一度材料費とか、労務費とかいろいろのものを年一度は洗い直して見る。そして場合におきまして、いわゆる現在見ているのは四割、これは中建設の建設費は四割と書いてございせんが、建設費では四割で見まして、いわゆる足切りというものがございす。そういう問題をどうするかという問題、その他また天災、不可抗力の場合におきましても、その天災というものがどういう定義であるとか、またその負担の方法をどうすればいいかというような点問題がございす。そういう点につきまして十分中建設において審議をしてみたいと考えておる次第でございす。

○松本英一君 契約関係の適正化については中央建設業審議会の答申にもありますように公共工事の契約関係を一そう適正化するための立法措置が必要と認められると述べてあります。会計法、その他官庁の契約関係法規の整備が必要と考えます。建設大臣は大蔵大臣等にこれらの具体的な相談がなされておるか、官庁関係の契約関係の適正化について閣議において決定をされるような具体的に御努力を願えるのかどうか、お尋ねをいたしたいのであります。なお、予算を理由に不当に安い金額での請負契約を強制していないかどうか、その問題についてもあわせて御答弁を願いたいと思ひます。

○政府委員(大津留温君) 中建設の御答申によりまして、請負契約の片務性の是正ということである。いろいろ御意見が出ております。それらのものを現実に実現いたしますためには、御指摘のように会計法等を改正する必要も出てくる面がございす。したがって従来から大蔵省あるいは会計

検査院等に問題が出ましたつど、事務的に連絡していろいろ研究をお願いしておるようなわけでございす。今後ともそういう面で官庁が率先して近代化をはかるという立場から、そういうことは一そう積極的に進めたいと考えております。

○国務大臣(根本龍太郎君) ただいま官房長から申し上げましたとおり、これを閣議事項で定めるほどのことではございません。具体的に事務折衝をやつてそれでどうしても聞かなければ関係の閣僚なりその責任者にこういうふうなすべきだという意見を出して、そうしてこれを円満に解決するようにいたしたいと思つております。

○松本英一君 今日、建設技能労務者の不足、これに伴い賃金のはなはだしい上昇、また主要建設資材の高騰等を見るなど、建設業界にとつてはまことに深刻なときであります。ことに政府における公共建設工事に依存する中小建設業者にとりましては深刻な問題であります。発注予算と実行予算とののはなはだしい懸隔は、施工技術の革新、建設業者の使命感のみをもつては、とうてい調整、打開し得るものではございません。このことは公共建設工事の施行を主体とする中小建設業者の倒産が明らかにその事実を示しております。このことにより昭和三十六年九月六日全国より三千名の建設業者が東京に集合し、適正単価確保全国大会を開催し、政府においてすみやかに有効適切な対策の樹立を要望、陳情いたしましたのであります。適正な単価とは公正な単価であることであります。公正なる価格、これは発注に際しての予算価格でなければなりません。すなわち発注予算価格は公正なる価格でなければならぬはずであります。十年一日のごとく政府の発注機関関係者の方々は、「競争入札をさせて安いに頼む」ということが、一番公共事業費を節約するゆえんのものである」と異口同音に言われております。予算が安いから、ないから節約するんだなどの理由をもつて、公正な価格を害する発注価格の積算が許されていいものであるかどうか。発注予算が少なければ、その少ない単価のもとに設計し目的物をりっぱに完

成することが発注官庁における技術者としての最善のつとめであり誇りではないかと考えます。それを、予算がないからといって業者の犠牲において目的物の完成を強いるがごとき行為は、厚生省において最も如実にそれをして示しております。岡山県、愛知県において厚生省発注になる病院建築で、入札に参加し、予定価格に達しないために指名停止のおおしによつて、泣く泣くその支部の責任者がその安い工事を引き受けなければならぬという事実があるのであります。このようなことは行政官として最も憤るべきこととございす。主務官庁としての建設省のこの問題に対する御見解をお伺いいたします。

○政府委員(高橋国一郎君) ただいま御質問になりましたいろいろな事例、詳しく私もわかりませんが、おっしゃいますとおり、請負代金が原価を割るような不当に安いものであつて、それを発注者側の優越的な地位を利用して強制されたというふうなことがありますれば、そういう場合におきましては、御審議願つております今度の改正案におきまして、十九条の三におきまして、自己の取引上の地位を不当に利用して、不当に低い数字を必要と認められます原価に満たない金額を請負代金として結ぶということについては禁止されておるわけでございます。これにつきましては、違反した場合におきましてはやはりこの改正案の中にも国だとか地方公共団体の場合におきましては大臣もしくは知事がこれを勧告する。また国及び地方公共団体以外の事業者の場合におきましては、いわゆるこれは独占禁止法の十九条の違反にもなるわけでございますので、公正取引委員会に大臣なり知事がいろいろな措置をとることを請求できる規定も今回四十二条で設けておるわけでございます。そうなりますと、そういうことによつて、独占禁止法によりましていろいろな措置がとられることになるわけでございます。

○松本英一君 建設業者の競争心をあおり業者の体質を脆弱にし、一時的に国家の支出が削減されるでも、政府の重要施策の一つとして推進せられる

国土の保全開発を中軸とする公共建設事業のほんとうの意味での建設生産力があるとは言えないのであります。業者を育成しながら、そうして施工を監督しながら業者の内容を健全にしていかなければ、わが国の建設生産力をあげることが不可能であります。いま御答弁で、今改正を期にそのような方針でいかれるとお答えを聞きまして、ぜひ実行していただきたいと思ひます。

今後の労働力は、過去の出生率の低下、進学率の上昇、高齢化などの影響により、労働力増加率の鈍化が予想されております。新経済社会発展計画の年率実質一〇・六％の経済成長に伴い、社会開発には産業の近代化による技術革新が必要になり、特に建設産業の技能労務者は、労働者の四十四年六月調査でも二十四万人不足し、率にして二七・七％となつており、今日においてはその傾向はさらに深刻化してゐる現状であります。建設業の将来に最も問題となる建設労働者の不足、高度化する建設工事に對する機械化の問題、協業化の育成の方策、金融・税制面での配慮、すなわち各種中小企業近代化、合理施策の面ですべてきめこまかい政府の施策の配慮が必要と考えられておりますが、具体的な対策はどのようなものでありますか、御答弁を願ひます。

○国務大臣(根本龍太郎君) 御指摘の点は非常に実務的なことでありますので、先に事務当局から御説明いたします。

○政府委員(高橋弘篤君) ただいまの御質問でございますけれども、結局建設業の大半を占めます、大半といひますか、もう九割九分を占めます中小建設業につきまして、何らかのいろいろな対策を講じて、資質の向上をはかつていく。そういうための振興策はどうしているかというお尋ねかと解しまして御答弁を申し上げたいのでございす。一番冒頭にも先生から御指摘ございましたように、いろいろな建設省は通達を出しまして、業法改正以来、中小建設業に受注の機会を与えるとか、その他いろいろな施策を講じてまいつておるわけでございますが、具体的には中建設の建議に基づき

まして、公共工事のいわゆる発注標準というものを設けまして、工事金額に応じて資金区分をいたしてその調整をいたして、そうして中小建設業に對しても十分受注の機会が与えられるように、大手業者がその区分を乱すことのないようにという指導を十分いたしておる次第でございます。

また次に、結局はその企業が、そういう建設業、今後増大いたしますところの建設工事に対応いたしますところの体質があるかどうかということにも関連ございまして、中小企業につきましまして、今後組織化、共同化というものを十分に推進をいたしておるわけでございまして、中小企業のいわゆる先ほどから話題になりましたジョイントベンチャーの制度もいち早く建設省としては推進いたしております。また、各種協同組合また中小企業団体の組織に関する法律というものに基づきまして、組織を組織化されるようにいろいろ指導をいたしておりまして、相当数がそういうことによつて組織化する。そういうことによつてその組織化された場合に、十分公共工事が受注できるようになつて、資格審査の方法も考へておる次第でございます。

またその他中小企業近代化促進法というのもございます。その中にも土木工事業、建設工事業、さく井工事業を入れます、いわゆる近代化計画のもとに適正な企業規模にする、機械の保有量を適正なものにするとか、その他いろいろその指定に伴つての税制、金融的な措置というものを講じておるわけでございます。

そういうことのほかに中小企業近代化推進のためのいろいろ金融措置があります。そういう措置につきましても、関係省と十分打ち合わせながら、そういう優遇措置がとられるようにいままで措置をとつてまいつておる次第でございます。今後そういうことに十分留意しながら中小企業の振興策につきましても努力いたしたいと考へておる次第でございます。

○国務大臣(根本龍太郎君) ただいま具体的な措置

置について申し上げましたが、御指摘のように、今後私が一番心配しているのは、一般に若い人たちは金が入るといふだけでいいか、これは非常にカッコいい事業でなければいけない。これは非常に非合理的なやうで実は大事なことであります。そこで、建設工事が他の製造工業ほどにはいかなくとも、環境がよくなくて安全で、かつ一つの合理化のあれとしまして多年問題になっておるところの半製品化して組み立てれば相当の工事ができる、特に建設工事のごときはこれがやれるというやうなことで開発をしなければならぬと思ひます。いわゆる工事のプレハブ化を相当進めていかなければならない。

それからもう一つは、従来建築関係は規格が非常にまちまちでありました。聲でも、建具でも、開取りの寸法もみんなまちまちであつた。そのためにこれが非常に非効率であり、かつ大量生産ができない。そこで先般通産省と精力的な協議をした結果、一応規格の、寸法の標準化ということもできました。これが進んでまいりますれば、事前に相当製品化ができる。そうしますれば、今度は建築物は相当程度これは組み立て式になつて、省力もできるし、かついわゆるとんちんかん、とんちんかんというやうなことじゃなくて、何かこう一つの器具を組み立てればできるというやうな、そういうやうなことが、私は若い今後の建築労働者を吸収することにもなるのだらうと思ひまして、そうした開発をすべきだということ、実は先ほど御説明申し上げましたように、建設省の技官を中心として、学会、技術者、協会等の技術懇談会を設けまして、そうしてそうした開発をやらせておる。その上に、ただいま計画局長が御説明申し上げました諸般の建設業の合理化、さらに企業としての安定を持たせる、税制上あるいは金融上の措置を進めてまいりたいと考へておる次第でございます。

○松本英一君 大蔵省、自治省にお尋ねいたします。——地方公共団体における公共施設工事に對する財政の支出は、その金額の総予算中に占める

比率が多であります。その支出が国または地方公共団体等の公的機関が公益的目的または社会的

○委員(長田中一君) 乗富君と佐々木君から御答弁願ひます。

○政府委員(佐々木喜久治君) 工事の入札の際の上下限の限度額の幅というものにつきまして、それだけの工事の内容によつて異なるというふう

○説明員(乗富光義君) 工事の入札価格の幅につきまして、ただいま自治省から御答弁のあつた

○松本英一君 自治省のほうはその幅は御承知な

中で、この予決令に基づく趣旨による最低制限価格の設定にあつた上限下限は、各地方自治体

○松本英一君 先ほど私の質問の中で、自治省は

○説明員(乗富光義君) 私が申し上げました幅に

○松本英一君 自治省にお尋ねしますけれども、

止法の制定の趣旨から見ても、大きな後退をいたし

ております。力の弱い中小企業を保護するために下請代金の支払い期日や注文会社に取引内容明記の書類作成を義務づけた法律であると同時に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、独占禁止法、不当景品類及び不当表示防止法いわゆる景品表示法と並んで公正かつ自由な競争秩序を確立することを原則としております。このような場合、このような支払い方法が適当であるか、自治省は地方公共団体に対してどのような行政指導をなさっておられるのか、御答弁を求めます。

○政府委員(佐々木喜久治君) 地方公共団体におきます工事代金の支払いにつきましては、別段法令に規定がございまして、地方公共団体がそれぞれ独自に財務規定を定めまして、これによりまして支払い方法が定められておるわけであります。一般的に地方団体が財務規定を設けてまして工事代金の支払いを規定しております内容は、大体は大きい工事につきましては前渡金払いの割合を定め、それから出来高に依りまして、どういうどれだけの範囲で出来高払いをするかといったような内容が規定されているのが通例でございます。ただ、この財務規則につきましてはどういふ内容を盛って規定すべきかということにつきましては、これは地方公共団体のそれぞれの判断に基づくものでありますので、自治省のほうとしましては別に指導はいたしておりません。ただ、いま御指摘のような事例があったとするならば、その支払い方法は非常に適切でなくであるというふうに私のほうは考えております。地方団体におきましては、いわゆる政府契約の支払い遅延防止等に関する法律の規定の適用もあるわけでございますので、やはりその支払いにつきましては、これらの法律の規定の趣旨に従って支払いが行なわれるべきものというふうに考えております。したがって、御指摘のような事例は財政運営の立場から見ましては、計画的な財政運営のあり方であるというふうには考えられない、というふうに思っております。

○松本英一君 ビルやダムを建設するには、施工、設計者、施工者、それによる元請業者及び下請業

者、さらに関連する電気工事、室内装飾、水道工事、塗装工事等の業者によって実際の建設工事が完成へと向かうのは、御承知のとおりです。時代の先端をいく花形の設計といえども、危険を背負って空中に足場をつくり鉄骨を組む、いわゆる設計も生かされないのであります。このように、典型的な下請関係に見られる建設工事に、ふしぎにも下請法は適用されていないのであります。法律の制定にあたって国会は附帯決議として、建設業にもすみやかに適用するよう検討すべし、との決議をなされておるにもかかわらず、今日まですみやかに検討がなされることなく、今回の建設業法によつて下請保護の目的のゆえに目の目を見ようとしておるのであります。したがって、施工者が一億の金を中間払いと称され竣工のときにも半金は七カ月後に払うというようなことがなされるならば、いわゆる下請の人たちに対して七カ月後に払うようなことになるのですが、これからどのような行政指導の方針を立てられるのか。地方公共団体に対する自治省の見解、措置をお答え願います。

○政府委員(佐々木喜久治君) ただいま御指摘のような事例は、その地方公共団体の財政規模に比べまして、その実施する事業規模が非常に大きい場合、特にそうした支払いのおくれというものが見られたのではないだろうか、というような感じがいたします。やはり、こうした大きい事業を実施いたします場合には、その事業の実施計画とそれに対応する資金の支払い計画というものの整合というものを当然に考えて実施しなければならぬわけでありまして、私どももそうした財政運営のあり方を通じて、そういういわば変則的な支払いになるような事態にならないように、常日ごろ指導しておるつもりでございますけれども、中にはやはりそうした事例があるようでございまして、さらにこの財政運営の指導を通じて、現在の法令の規定並びにそれぞれの地方団体における財務規定の規定に従った支払い方法がとられ

るように、十分慎重な取り扱いをいたすように注意を促してまいりたい、かように考えます。

○松本英一君 国の工事の早期発注だけではなくて、いわゆる補助金がつく市町村の工事については、市町村は補助金によって自分の公共工事をやるわけでありますから、その市町村の地元のお金でできないわけでありまして、だから小さい零細業者が市町村の工事をもらつても、前払い金ももらうどころか、出来高払いもおそい、完成払いもおそいという状況になるわけです。したがって、補助金があればなるだけ早く、補助金がきまつたならば市町村にまで補助金がいくように、そうして市町村の財政を助けてやって前払い金も払えるようにしていただかなければ、建設業の合理化にプラスにならないのであります。この点、大蔵省の地方自治体に対する補助金の問題について御答弁を求めます。

○説明員(桑富光義君) 地方団体に対します補助金につきましては、その補助金が適正に執行されますようにいろいろ配慮いたしておるところでございますが、たとえば超過負担の問題が起らないようにすると、適正な単価を予算上も計上する、また実施上もそういった配慮をする、こういうことをいたしております。

○松本英一君 公共工事積算労務単価等二五%スライドの問題についてお尋ねをいたします。大蔵省はこの運用の状況について御調査なさっておりますか。

○説明員(桑富光義君) 大蔵省としましては、特別の調査をいたしておりません。ただ、公共事業関係の各省におかれまして、そういった一部の調査をしておられる、こういうふうな考えです。

○松本英一君 この労務単価の二五%の上限、下限の問題については、全国平均で大工職は六・九%、左官職で五・一%、各下職平均は大体五・六%が普通になっておりますが、この運用についてどのようにお考えですか。大蔵省。

○説明員(桑富光義君) 単価の運用幅につきましては、従来から地域的な差もございまして、それ

から年間におきまして時期的な差もあるというふうなことから、公共事業関係の各省と大蔵省で、その単価及び単価の運用幅につきましては協議をいたしておりますが、労務単価につきましては従来二五%の上下、それから建築資材につきましては二〇%の上下、こういった範囲内で運用していただくようになっております。

○松本英一君 大蔵省は、今後この労務単価の問題についてどのようになさるんですか。

○説明員(桑富光義君) 実は四十六年度の労務単価につきましては、従来五省協定というのがございまして、これは建設、農林、運輸それに労働省に大蔵省が入りまして、公共事業関係の労務単価の基準をきめるということをやっております。四十六年度からこれを改めまして、従来は公共事業関係の労務単価の基準額をきめます場合に、五省間で労働省でやっております屋外労働者の賃金の実態調査というのがございまして、これが八月の時点で行なわれておりました、これをもとにしましてその二五%の上下の範囲内で実際の実施をするというふうになっていたわけでございますが、四十六年度からその方式を改めまして公共事業関係の建設省、農林省、運輸省三省でこの労務単価の適用対象になりますところの公共事業そのものに従事しております建設労働者につきましては実態調査を行なう。これは四十五年の九月から十月にかけて調査が行なわれておりますが、しかもその賃金の中身につきましては、従来の屋外労働者の賃金の実態調査の場合には、きまって支給する現金給与額と、こういうことになっておりますが、今回は現金給与のみならず現物給与も含む、また臨時給与も含むと、こういうことで給与の総額を調査いたしました。しかもこれを一定の基準にしまして、調査後の時差修正をする、こういう方式に改めたわけでございます。その結果、従来に比べて、実態調査の結果出ました基準額というものが著しく改善された。こういうことによりまして、運用幅については従来二五%ということであったものを二〇%にするというところで、公共事業関係の三省と大蔵省の間で意見

の一致を見ております。したがって、大蔵省としましてはこの改定された基準額をもとにしました場合に、二〇%の運用幅がございましたらば実際の施工時期、施工地域に即応しました、そうした実態に即応しました運用が十分確保できるんじゃないかと、こういうぐあいに考えております。

○松本英一君 公共工事の積算労働単価は大蔵省で調べがない、資料がないというのはおかしいと思ふのです。全国建設業協会ではちゃんと資料を全国的に出しておるんです。二五%をいまの話によると今度は二〇%にするおっしゃったが、実はあなたのほうではいわず二五%の三分の一減、一六%ないし一七%をお考えになったのではないのかそれが、いまの御答弁で二〇%ということになりました。二〇%でもいいんです。一八%でもいいんです。これが実施されるならば、そういう問題について大蔵省はどのように考えておられるのか、実行できるものを出されてはいかがですか。二五%は全然ないでしよう、ここにある資料の中に、できることをやっていただきたい、そのように考えております。御答弁願います。

○政府委員(高橋弘篤君) ただいま松本先生からいろいろ大蔵省に御質問ございましたが、この点につきましても、先ほど大蔵省から説明されましたように、従来の五省協定に基づくものは労働省の賃金調査をもとにしたものでございまして、やはりいろいろ問題がございまして、実態と合わない点も相当ございまして、四十六年度からは農林省、運輸省、建設省三省が建設業につきましてもの実態を十分調査しまして、それに基づきましてその単価をきめるといふことで、関係各省と協議をいたした次第でございます。その点につきましても、ただいま上下の運用幅の点につきましても、四十五年度は二五%でございましたが、四十六年度は大体いまと二〇%という考えでございまして、けれども、これはただいま申し上げましたように、従来はどうも労働省の賃金調査でございまして、建設業だけの実態調査でなかったもので、実態と違っておったわけでありまして、今回はその点を三

省が共同して調査して実態にも即したのになつておるわけでございます。また、去年なかつたいわゆる時差修正というものを認めてもらうようになつておりますので、そういうことを合わせまして二〇%というところで、大体私どももそれではそういう範囲内で運用をさせていただこうかというふうな考えておる次第でございます。この二〇%の運用幅を十分に活用いたしまして、今後発注機関が適切にこれを運用できるように私どもも指導してまいるのでございます。

○説明員(兼富光義君) 先ほど先生のほうから大蔵省は一五、六%というものを考えたんじゃないかというふうなお話でございましたが、公共事業関係の三省と私どもと折衝いたします段階で、いろいろ問題点という形で——と申しますのは、従来五省協定で労働省の賃金調査をもとにしておりましたものを、公共事業の三省が建設業の実態を調査される、その調査をもとにしてきめると、こういうことになりました。仕組みが大幅に改善されたわけでございますが、そういう関係もございまして、折衝の過程で、あるいは三省等からいただいております資料から見まして、平均的には二五%というふうなアローアンスは必要ないだろう、最高一五%程度あればよいか、平均的なか、またかりにそれもある地域の特長事情等によりまして、どうしても一五%程度でやれないというときには、各地域の実態に即してまた具体的に協議をいたしまして、こういうことを折衝の過程の議論といたしましてしたことはございまして。しかし、最終的には、先ほど申し上げましたように、三省と二〇%というところで意見の一致を見ておるわけでございます。

○松本英一君 先ほどから大臣の御答弁の中で、中小建設業者の施工能力を増大させるために合併あるいは共同企業の指導をしようとしておるということですが、しかし、今日までの段階で、共同企業体による請負いわゆるジョイントベンチャーは中小建設業者の育成のために出されたものと、昭和二十六年の九月五日あるいは昭和二十

八年三月十日の通達によって理解をいたしておりますが、実績はどのような状況でありますか。

○政府委員(高橋弘篤君) 御質問にお答え申し上げます。ジョイントベンチャーの関係の結成状況については申し上げますと、四十三年度の結成状況につきましては、これは地方建設局と公団と都道府県についての合計で千三百七十七という結成状況でございます。

〔委員長退席、理事上田稔君着席〕

○松本英一君 五千万円以下の資本金による会社の共同請負の実態について御説明をお願いします。

○政府委員(高橋弘篤君) ただいま申し上げます。この調査結果につきましては、そういう資本別調査内容は、実は残念ながら従来からございまして、その点について確たるお答えができません。その点について報告を受けているわけに入っているものについて報告を受けているわけでございます。つまりジョイントベンチャーにはいろいろな組み合わせがあるわけでございますけれども、たとえば中小と中小というものは、いわゆる先ほどからの話の中小建設業の受注機会を増大するという目的に沿うものでございまして、それ以外、中小企業が大企業と一緒に組んでも差しつかえないというものもあるわけでございますが、大体地方建設局及び都道府県につきましては、相当部分がこれは中小企業と中小企業のものであろうかと思ひますが、後段につきましてはそうではないものがある次第でございます。私どもも認識いたしておる次第でございます。

○松本英一君 五千万円以下の資本金による共同請負についての資料の要求をいたします。

○理事(上田稔君) 建設省よろしいですか。

○政府委員(高橋弘篤君) ただいままでの調査の項目の中に入っていないかたそうでございますけれども、これからの調査につきましては、その点について調査をいたしたいと考えておりますので、その結果まとまりましたときには御説明申し上げたいと思ひますので、御了承いただきたいと思ひます。

○理事(上田稔君) いや、いまの資料まとまりましたら御提出願います。

○松本英一君 四十五年度の建設白書によれば、建設工事受注額の推移として、四十四年度で前年度比が一・二・三%になっております。この受注額の推移について四十年を一〇〇としてどのような変化になっておるのか、御説明をお願いします。

○政府委員(高橋弘篤君) ただいまの御質問、四十年を一〇〇としてございまして、三十五年の度を一〇〇としたときの指数がございまして、これについて申し上げたいと思ひます。三十五年を一〇〇としますと、三十六年が一三三、三十七年が一五一、三十八年度が一七九でございました。そういうふうに移したしまして、四十三年が四〇六、四十四年が四九五、四十五年が五八六ということになっておる次第でございます。

○松本英一君 昭和四十年度を一〇〇とした場合と、三十五年を一〇〇とした場合と同じく一八〇%になるであらう。そうして四十五年度は、過去の実績により推計平均して大体二一%になります。建設省の地方建設局におけるランクは、いわゆる等級格づけは、土木工事、建築工事でAランクは幾らになっておりますか。

○政府委員(高橋弘篤君) ただいまの御質問は、Aランクの工事額ということをお答え申し上げますと、一億五千万ということになるわけでございます。

○松本英一君 一億五千万が決定されたのは、いつからですか。

○政府委員(高橋弘篤君) 昭和四十年十二月二十日でございます。

○松本英一君 大規模工事あるいは細分化工事、いろいろ建設工事受注については変化はございしようが、四十五年度を二〇〇として推定した場合、一億五千万は倍の三億以上にならなければならぬと常識的には思ひますが、五年間据え置き理由を御説明願います。

○政府委員(高橋弘篤君) この等級別の発注標準区分につきましては、ただいま申しましたように四十年以上に上ったものでございます。その後御指摘のとおり公共投資もふえてまいりましたわけで、大型工事もちろんふえてまいりましたわけでございますが、先ほど申しました数字は実は総額でございます。一回一回の工事額の問題ではないのでございます。しかし、おそらく大型工事も相当ふえてまいっていると思います。したがって、そういう議論がいろいろあったわけでございます。中審におきましてもこの問題を目下論議いたしておる次第でございますので、早急にその結論を中審でも出してまいりまして勧告をしてもらい、また建設省としてもこの際中審にいろいろ検討してもらおうというふうに考えておる次第でございます。

○松本英一君 中央建設業審議会の答申待ちだとおっしゃいますが、五年間もお待ちになっておるんですか。物価は毎年上がるし、労賃も上昇する。これはだれでも承知しておることです。この等級格づけに、いかに中小建設業者が困っておるかという実情は御存じございませんか。これこそ昭和四十年の一億五千万は毎年毎年スライドして、今日ではいわれる倍以上になっていなければならぬはずであります。各地方の府県においては格づけの決定がなされて一回もその改正が行なわれていない四国の一県もあります。しかしそれだけに四十年あるいは四十三年にこの等級格づけの標準額が上げられております。したがって、先ほど申しました共同請負の件に関しても、中小業者がこの等級格づけによって受ける被害、支払い方法いろいろな点で四方八方にふさがれておるわけでありまして、大企業の場合は仕事を請け負わされれば安心だという安易な考え、中小業者は、Bクラスが二社で共同請負すれば二Bになり、三社でやれば、三Bになるんだ、鉛筆のようにやわらかくなるんだ、というようなものの考え方方で共同請負を避けようとするならば、これは非常に危険な考え方です。等級格づけというのは、実績が

ないからこの工事の指名に参加することができないという、実績とは入れなければその実績は積みむことができないのです。地方における共同請負がどのようなことで成功し、あるいは会計検査院の方が共同企業体による施工は粗漏であるとして二つの例を示されたとして、各省庁の発注機関は、共同請負すなはち中小企業の育成だからと妙な理解があるから、中小業者は幾ら集まってもだめだというふうな解釈し、そのようなことばをはかれるのであります。したがって、この推移による等級の格づけ、共同請負に関する認識と今後の方針について御説明をお願いします。

○国務大臣(根本龍太郎君) これは実務的なことでもあるが、また政治的判断の要することだと私は思います。それで私からまず申し上げましょう。いろいろ問題があらうと思えますけれども、格づけは、私も実は大手についても若干の疑問を持っておった。というのは実績、シェアでいくということだけではない。これは必ずまず第一に、メリットシステムをこれは採用すべきである。過去において受注量が多いということのほかに成績がどうか、技術的な改善をしているかどうか、労務管理上の失業がないかどうかということを含めてこまかに査定した後、過去一年間の業績に応じてランクを少し建設省で判断して移動させなさい、こういう実は資料を出しております。ということ、同時に中小企業においてもそうするべきなんだ。それだけの能力を持ってきたならば、たとえ中小企業のジョイントベンチャーであっても、ただ単に、二つ、三つのものがジョイントベンチャーを組んだということだけではできないのです。それによって非常に技術陣営が強化される、それから信用度が上がったというものであるならば、それは発注者において相当勇断を持って格づけを変更してよろしい、こういうふうなことをせよと思えます。したがって、いままで、ここに現場の諸君との連絡も大事だと思えますけれども、従来ややもすれば役人というものは事なきをもって最良とするものだから、実績主義、そういうもので

やってきたと思えますけれども、実績のほか、その実績の中にはただ単に受注量だけじゃなしに質の問題、それから今後の可能性の問題、将来に対する可能性の問題も加味してこれは判断していくべきだ、そうしてやったらいかかわらず成績があるかない、あるいは業績が悪かった、これはやむを得ない、ランクを落とすというくらいのことをやらなさいと、やはり非常に機械的な無責任体制が出てくるから、その点はそういう方針で検討させまして、できるだけすみやかに私の方針にかなうように措置を講じてまいりたいと思えます。

○松本英一君 大臣のすみやかな決断と実行力を私は高く評価をいたしております。いまお話がありましたけれども、建設業界においてはこの共同企業体による請負がどのような役目を果たしているのか御承知のことと存じます。しかし全産業の中で建設業界は倒産件数が多いのであります。これは先ほど建築と土木の問題で申しましたが、日本建設業団体連合会の調査によっても明らかのように、土木と建築ではやはり建築のほうの倒産の件数が多いのであります。それは中小零細の建築業者であります。したがって、中小業者では危険だという考え方、大企業にやらせれば安心だ、しかし、それで失敗があつてもしかたがないのだというふうな、考え方は地方にゆくと若干残っているから、建設大臣は共同請負に対して早急な施策と、いま申されました等級格づけの変更ではなくて標準額を上げていただくこと、——住宅公団は昨年の十二月二十日に標準額を改定をいたしております。地方建設局はそのままです。そういうことを御理解いただいて早急な措置をぜひお願いをいたしたいと思えます。簡単にいいですから……。

○国務大臣(根本龍太郎君) よく御趣旨わかりましたから、その点も銘じてすみやかに行政措置ができるようにいたさせます。

○松本英一君 一昨年の四月一日、東京都墨田区の荒川放水路新四ツ木橋における橋脚建設工事に於いて、川の中に鋼矢板を打ち込み、これをリン

グビームでささえる作業を実施中、鋼矢板が揺み倒しに倒れて作業員八名が埋没したという事件は、私たちの記憶になまなましいものであります。昭和四十三年十二月に着工し、四十六年六月を完成のめどとしたこの工事において、プレストレスト・リングビーム工法を使用された理由について御説明をお願いします。

○政府委員(高橋国一郎君) 新四ツ木橋の事故は、たいへん予期せざる事故でございます。たいへんわれわれといたしまして心を痛めておるわけでございます。

新四ツ木橋にリングビーム工法を採用いたしました理由は、従来、すでに十年ぐらいの経験を持つておりますリングビーム工法——特許になつておりますが、でございます。その時点におきまして約三百幾つかの実施した実例がございます。そういう実例をもとにいたしましたというところが第一でございます。それから第二点に、リングビーム工法と申しますのは、従来、川を締め切りますときに用います二重締め切り工法に比較いたしますと、内側にささえるのバリアをかなり、あるいはコンクリートの打設であるとか非常に容易でございます。この工法が採用されますという、工事も非常に安く、しかも確実にできるというふうなこともございまして、それが大きな原因で三百幾つの日本全国でもって実例があつたと思えます。そういうことを勘案いたしまして、建設省はすでにその前年度においても実施した経験——関東地方建設局におきましては、その下流のほうの小松川橋におきましてリングビーム工法を採用いたしております。したがって、新四ツ木橋におきましても、同様の工法を業界のほうから仮設備工事として申請があつたときに許可したような次第であります。

○松本英一君 現在施工されております工法については灌漑工、井筒工——ウェル式といふ。深礎工、矢板工等いろいろ工法があり、その長所欠点はちろんあります。しかしこれは地質ある

もって巻いておるわけですが、リングビームの場合はちょうど逆でございまして、おけの

その実績はあるにしても、成功したものと事故の発生したものもあるはずであり、事故の発生した

問題であり、建設業者の不都合は、同時に設計者の不合理、不都合であることを十分考えてい

の点につき大臣からいろいろ建設業界のあり方についてこれらの御決断あるいは助成の方法等に

ついでお話がありましたが大任在任中、ぜひ一つを積み重ねていただいて、建設業界の発展のために一そうの御指導と御協力をお願い申し上げます、終わります。

○米田正文君 建設業法の改正案が六十一国会に提案をされて以来もう三年近くになってまいりました。その間衆議院の段階ではかなり論議をされて一応結論が出てまいりました。これから参議院でも審議が行なわれるわけでございますが、私は結論を先に言つて、この法案はその内容については私もいまはまだいろいろの欲望があります。もつと内容を充実をさしてもらいたい希望もいろいろな点があります。けれども、現時点では建設省は最大の努力をしたという点を認めて賛成であります。が、私がいま不十分と言いました点は、この法案自体、まあ旧法もそうですが、建設業の規制のほうに重点が向いておつて、極端に言えば規制法という性格を持っております。私は次の問題としてはやはりこれは国の重要な産業ですから重要な産業としての立場、重要産業を育成、助長していくという立場から助成をする政策に移っていくべきだと思います。そういう意味で言いますと、内容にまだいろいろ盛り込むべき問題がある。たとえて言いますと、開発研究の問題とか、あるいは海外進出に關連する積極的な助成策とか、あるいは先ほどもお話がありました、ジョイントベンチャーの法文化をするとか、あるいは今後問題になります技能者の養成をしていくとかというような前向きな問題を、助成的にこれに法文化していくということが、これからの問題であらうと思ひます。そういう意味で建設業助成法というような性格のものに、この法案を今後ひとつ研究によつて進めていっていただきたいという希望を持っておりますが、建設省としての所信をお願いいたします。

○國務大臣(根本龍太郎君) 御指摘の方向については、私も同意でございます。ただ御承知のように、いまの建設業法は非常に何といひますか、実情に沿わなくなつてきつちやつたんです。憲法に保

障されておる營業の自由から届けさえすれば何でもいいんだというようなことで、まるで有象無象の業界になつてしまつておる。ところが、一方においては建設業に対する国民需要と申しますか、それから国家的な投資も膨大なものになつてきています。先ほども松本さんにお答えしたように、もう本年は官公、民間と合算すると十七兆円をこしてしまつておる。しかも全体国民生産の二〇%を占める、今後はますますこれが増大してくると思ひます。今後でございます。しかも、一方においては国民の生産活動もあるいは住居関係、それから一般の環境の悪化等からすれば、ますますこの社会的使命、これが大きくなる。したがつて、これに對

應するためには相當の體質改善、あるいは企業合理化、技術革新等、こういうものをどんどん入れなければならぬけれども、そうしたものが現在の業法ではこれはどうにもならない、助成のしようにもこれはしょうがない。こういうことからかういふうな形になりまして、ある意味において御指摘のようになりまして、性格が出てきて、これはやむを得ないと思ひます。これで業界の責任体制と合理化、これができますれば、その次の段階として私は當然これが近代産業としての体制をとるために必要な助成、指導を考へなければいけません。やがてはこれは世界企業の中に日本が進出していくための基礎的条件も整備していく、こういうことにならうかと思ひます。したがつて、私はすみやかにまずこの業法を国会で成立させていただきまして、その上に業界の體質改善をやつて、なるべく早くいまお示しの点の政府としてやり得る基礎条件をつくつていただきますれば、お示しのほうに比較的早くスムーズに転換できるのではないかと思つておる次第でございます。

○米田正文君 若干この法案に關連して質問してみたいと思ひます。

第一に、今日建設投資というものが非常に勢いで進んでおるといふことが、大臣のお話の中にもございました。四十五年度、今年度の見通しでは建設省も大体十四兆七千億、十五兆に近い総投資

を見通しとして持つておるようであります。これを今度の新經濟社會發展計画でいいますと、国民生産が昭和五十年には百四十二兆円で、これは名目ではあります。その二割、二〇%という二

十八兆何かが、こういう数字になりますし、建設投資の見通しとしても五十年に二十九兆円といつておりますから、大体二〇%程度見込んでおるようでありまして、そうなると思ひます。それらの事業はいま政府から発表しておりますものでも、新全國總合開發計画でも大型プロジェクトでどんどん進めていこうとか、各地の産業開發をどんどん進めていこうという言われておりますから、昭和五十年度にはいまの倍になる、本年度の倍になるといふことですが、それを消化していく建設力も倍にならなければならぬわけですから、そういう重大な育成強化をしなければならぬ時期だと思ひます。そういう意味でおそらくこの建設業法の改正も許可制に改正をして、そうして内容を近代化していこうという趣旨だと思ひます。そこでこの建設力の増強は言つたように倍になりますから、量も倍にならなければなりません。量が倍になるといふことでなく、質を高度化していくことによつて量よりも質の問題を私は重視いたしております。倍になるから倍に増加していくといふことは實際上なかなか困難だと思ひます。三倍になるから三倍の人員を擁していくといふことも、非常に困難だと思ひますから、量より質、質の問題に私は重点を向けるべきだと思ひます。しかし、両面をやつていかなければならぬことは当然であります。建設工事のいままでの事故の例、先ほども話がありましたが、事故の例から見ても、これは原因は設計の不備が施工の不完全か、その辺が論議になるところです。いま私はそれがどちらにあるといふことをここで申し上げる意図ではございませんが、設計は設計陣の強化が必要だし、施工は経験を積んだ技術者の養成が必要でありましょう。だから、

そういう面から建設業の内容を充実をさしていくことが緊急な問題だと思ひます。

そこで、そういう面の中でのいろいろの問題がその中にあります。たくさん問題を抱蔵しておるわけですが、最近特にいわれておりますのは、技能労働者、労働者といひます。技能労働者が非常に不足している。ここにある統計を見ましても、他の産業に比べて建設業というのは非常に技能労働者が不足しているという統計も出ております。そこで、この技能労働者の養成といふことは私は緊急な問題だと思ひます。こういうことが行なわれないと、事業量はどうもふえてくるのに、それを消化する能力がなくなるおそれが、むしろ数年先を見通すとあると思ひます。だから、具体的にひとつそういう政策を打ち出してもらいたい。そして、この建設産業の生産性というものを上げていかなければならぬ。まあアメリカに比べると生産性はまだ三分の一くらいだと日本はいわれておりますから、いまの生産性を三倍にすれば、アメリカ並みにすれば三倍の能力ができるわけですから、私はそういう点で大いに努力を要すると思つております。そういう点の中で、先ほど言われました技術労働者の養成、これはいま労働省もやつてくれておるようですが、各建設業者自体がいろいろ養成をしていくていくわけですが、そういうものをもう少し組織的に養成をする必要があるのではないかと、こう思つておると思ひます。これについての建設省の方針を承りたいと思ひます。

○國務大臣(根本龍太郎君) 御指摘のとおりです。そこで昨年来、この問題は、私は単に行政官庁だけではなかなかできないといふことで、御存じのように技官を中心として建設技術懇談会というものを発足させました。これは学界、業界、それから官庁、それに事業体というもので、個々いろいろ部門も置きますけれども、特に省力化といふことをテーマとして、技術開発と建設労働者の養成といふことをさつてこれは研究していただいて、その結論が出ましたならば、それに基づいて、建設省、労働省あるいはまた学界、その上に業界

において総合的な建設労働者の養成あるいは訓練、これをやらなければならないと思っております。そういうことをやますればいままで等閑に付しておいた。業界は業界で、何とか出かせぎの人を集めればできるのじゃないかと。学界は、そういうようなことは学界がタッチしなかつたって行政官庁がやるべきだ。行政官庁は、まあこれは現場の仕事で何とかなるだろうといううな、そこに私はかなりイー・ジョーイングな点があつたと思ひます。しかし御指摘のように、建設事業は私は他の事業以上にこれはスピーディに伸びる、しかもこれはある意味においては、何としてもまだ人力に、人の技術に依存する点が多い、これは施設産業でない、移動するということになれば、これは最大のネックは、私は新しい技術開発と技術労働者の養成である。こういう点で、御指摘の点はまさに適切でありますので、さらに一そう精力的に推進してまいりたいと思つてゐる次第であります。

○米田正文君 たいへんお考えになつておるようですが、これ以上は必要ないかもしませんが、まあ要するにこれからの機械開発と技能労働者、これはもう表裏一体、不即不離の關係にあるもので、それから、そういう意味からいつても、今後の機械開発を進めると同時に技能労働者の問題、どうもいままでの建設省のやり方では隔靴搔痒の感があるというのを、私は卒直に申し上げたいわけですが。したがって、いまおっしゃられるように、ぜひひとつ前向きにこの問題に取り組んでいただきたい。そしていま建設省の中でも中小零細業が育てた技能労働者も、どんどん高給のところへ流れていくといううな実態もあります。せっかく育てて使ひものになるころによそに取られるという悩みも、非常に深刻に持つておるよう、ぜひこれらの点からとらえて、この問題を解決するようになしていただきたい、ぜひお願いを申し上げます。質問の第二ですが、これは海外への建設業の進

出の問題でございますが、御承知のように日本はいまGNPの成長とともに、それに従つて海外援助をするという方針でありますし、世界各國からもその期待をされておるところですから、この問題はほんとうに今後進んでいくと思ひますが、GNPが進むにつれて一海外援助に行なわれる、現在はまだそこまでいっておらぬようですが、〇・七八%のところまでつまつておるようですが、これも一〇%くらいに近づいていけると思ひます。それから、そうなるに非常な援助が海外に向けられる、それに伴つて建設業の海外進出も当然起つてくる。現在でも海外の受注量が四十四年で百三十二件、四百六十一億という金額に達しており、それらの事業はタイやシンガポール、香港という

ようなところを中心にして各國で行なわれておりますが、こういう事業は累年非常な勢いで伸びてゐる。これはこの海外進出は大手のほうになつてゐる。ごさいましよう。しかし、大手が出てゐる、大手のいまの受注高の二割が三割を外国でやるようになつれば、この国内のほうはあいてきますから、そうするとその分は中小業者が回つてくるわけですから、全体の問題としてこれは考へていい。海外進出だからこれは大手業者の問題だと考へるの、私は短見だと思ひます。やはりこの問題を建設業界の受注分野を拡大していく、その対象を拡大していくという政策でありますし、そして商売の門口を広げていくのでありますから、ぜひこの問題に私は前向きに積極的助成をしていくべきだと思ひます。そしてもう一面は、逆に言えば今度はこちら、日本もこの資本の自由化が進んでまいりますから、資本の自由化が進んでくれば、全面自由化という時期がもうそう遠くない時期にまいります。そういうときに今度は進んだ国の建設業者が日本に入つてくるというのも当然考へなければならぬ。現に入つてきた例もありま

すが、今後はそういうことがわたり自由に行なわれる時期がまゐると、それと競争をしていく競争力を備えるためには、いわゆる建設業の国際性を身につけていかなければならない。そしてその競争に勝つための業者の近代化ということが必要だと思ひますが、そういう対策に対する建設省のいまの姿勢をお伺いをいたしたい。

○國務大臣(根本龍太郎君) 御指摘のとおりでございます。日本は最近においては先進國が日本に對する国際協力をもつとやれという要請もあるのみならず、發展途上國からの要請も強いんです。ところが、いままでの海外援助は、物で援助するとかあるいは資金で援助するということに重点を置いておつたのであります。發展途上國の実態からいへば、むしろ永久に残るその地方の公共事業に對する援助のほうに非常な効果があるということがはつきり出てきました。特に最近資源問題として重要な意味を持つてきたアフリカ等においてはぜひ道路、港灣あるいは都市計画、こういうところに協力してもらへば、資源の利権を日本に提供して、よりよしいという非常に積極的な傾向も出てきています。そうすれば日本の國益のために非常にこれは裨益すると思ひますので、外務大臣に對しても今後の經濟協力の場合に物的、資金的な援助のほかに公共事業として援助のほかに公共事業として援助する方式を考へたほうがよろしい、大蔵大臣にもこれを申し入れてあります。ただそのとき一番問題になるのは、欧米諸國ではコンサルタントの点から援助している。日本はコンサルタントの点についてはこれは結局受け入れ側でやるという変な拘束性があるために、向こうのほうではコンサルティングからやるものだからすつと事業が通つていってしまう。そこで經濟援助の中には發展途上國のコンサルティングに必要な経費も含めるべきだということに要求して、これはたぶんうちのほうの事務當局が大蔵省と話し合はるべきでございます。そういうふうにしていきますれば、これは非常に大きく窓を開いていくことであり、日本の建設業もこれは技術的には十分欧米のところにまでいっておるわけでございますから、ぜひもういうふうな方向に持つていく。そのためにはま

ずコンサルタント業界が國際的に評価される体制をつくらなければならない。そのために場合によつてはコンサルタント業法みたいなものをこれはつくらなければならないだろうし、その格づけもするといふようなところまでこれからやらなければならないと思ひまして、いま事務當局に検討をさしておる次第でございます。

○米田正文君 大臣の話のほうに先に進んでしまつたものだからあれですが、コンサルタントの問題を私はぜひひとつ建設省の態度を承りたいと思つていたら、そこまでやつてゐるという話ですから、もう言うことはありませんが、今日コンサルタントといふのはかなりの数になつてまいりました。たしか四百件をこしてゐる実情だと思ひますが、まだその認知をする方法がないやうなことであります。まだ非常にコンサルタントの揺籃時代ですから、早くこれを一人前に取り扱つて、そしてこれを助成していくということが必要だと思ひます。お話しのように事業の前にコンサルタントが先に行つて地ならしをしていくわけですから、そういうコンサルタントが日本の規格品を使うかあるいはアメリカの規格品を使うか、あるいはアメリカの規格品を使うかで勝負がきまつてくるやうな問題が多々ありますから、そういう意味から言つても、コンサルタントの育成といふものは私は非常に重要な今日の問題だと思ひます。それでこれは建設省のみならず、鉄道も敷設運輸省もスエズ運河を掘りに行くといふやうに、いま各省がやつておるやうに、また建設業法を建設省が所管してゐると同じやうに、コンサルタント業法をつくることとすれば、私は建設省が主体になるのが當然ではないかと、それが自然の姿ではないかと、こう思ひます。各省がまたまらぬから企画庁でやるとかといふやうなことになるやうに、私はむしろやつぱり実施官庁といふものが、そういうものは持つていくのが、認識も深いし取り扱ひ方も密着をしていくのではないかとこう思つておりますが、もしコンサルタント業法を出すということになれば、大臣ひとつ建設省でやるという御

決意をひとつしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(根本龍太郎君) あんまり先ばしして言うとかえつてトラブルを起こしてもいいかもしれませんけれども、本質的に私はコンサルタントの仕事はどの国でもやはり建設省のところが主体になつてやつております。ただし運輸省方面からいろいろあるでしょう。その意見も十分入れて、いわゆる官僚的な張り意識が先鋭に對立しないような政治的情勢をかつつ、このコンサルタント業法をやつていきたいと思います。現実に日本の建設事業は、大手でも中小でもみんなこれは建設業法でやられるのであつて、鉄道建設業者であるとかあるいは港湾建設業者というふうに分かれてはいるわけじゃありませんから、私はコンサルタントも当然そうあつてしかるべきだと思います。十分に配慮してこれを進めていきたいと思つております。

○米田正文君 前国会は公害国会と言われて十四の立法が行なわれたのは御承知のとおりであります。これが建設業に非常に関係をしていくのであります。今度たとえば騒音規制法というものを改正されましたが、今度は知事に権限を委任して、知事が各市町村の県内の市町村の地域で規制地域においては騒音を出さないような工法をとらなければならぬようなことになるわけでありまして、そうすると、いままでやつておいた工法を今度は変えていかなければならぬ。無音装置のようなものをつくつていかなければならぬということになるわけ、まあ、東京あたりではだいたいそういう工法も進んでまいりましたが、あるいは大阪あたりも進んでまいりましたが、しかしまだ地方に行くと必ずしもそうでない。地方の都市に行くともまだそこまですんでおらないやうでありますから、そういう面を全国的に考えていかなければならぬ。支出を伴ふと思うのです。だからいままでと同じような設計で出されると、そういう公害対策の費用というものの出場所がない。手を抜くと今度はおこられるということになりますから、そういう

公害対策の経費を設計予算の中に計上して、きちんとひとつこれは騒音防止の経費だぞということがわかるような項目で計上していくことが必要だと思ふのですが、これはまあ大臣でなくとも、あるいは官房長からでもお願いをいたしたい。

それからいまの騒音防止のみならず、廃棄物の処理法というのでもできましたし、あるいは水質汚濁防止もある、大気汚染防止もある、そのほかずらつとありますから、これに皆ひつかかるものがあると思ふんですよ。だから、それらを含めてお願いをしたい。

○政府委員(大津留温君) ただいまお話し公害防のいろいろな工法とか、新しい機械、またそれと同様に労働者に対する安全管理、または外部の人に対する安全の保持、こういうことは近年ますます強く要請されるようになってまいりましたので、これらに要する経費をやはり適正に諸経費として計上することが必要でございます。それがございませんと、業者のほうでもどうしてもおろそかにいたします。そういうことで、私どもは絶えず実態調査をいたしまして、これに必要な経費を織り込むようにつとめてまいつておるわけでございますが、今後におきましても十分注意してやるつもりでございます。

○米田正文君 たいへんけっこうです。そういう前向きでやつていただければたいへんけっこうですが、それが末端の設計者まで届くにはなかなかなみなみな努力が必要だということをはひつ御認識をいただきたい。最高方針はわり早く決定をしまして、それが最末端の設計者のところまで届くのはなかなか時間がかかる。周知徹底の方法をひとつ御研究になつて、ぜひひとつ早く、決定するようにお願いをいたします。で、お話がありましたように、公害のみならず、その他の安全対策等に対する措置も含めてお願いをしておきます。最後の第四の質問ですが、この法案が出されてから衆議院の審議で一番論議が集中したと思われ

しますか、この法案が成立したときに許可対象になる最低のところの業者、これは一人親方というやうなことで言われておりますが、そういう業者に對していろいろ御研究になつたと思ふんですが、私は、こゝは最後のボーダーラインのところですから、非常にむずかしいと思ふんです。なかなかむずかしいと思ひますが、できるだけ、善良な一人親方も、私は、これの許可対象にすべきである、こういう観点から申し上げておりますが、非常にむずかしいと思ひますが、いままでも衆議院の段階で建設省で考えられたその対策をひとつ御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(高橋弘篤君) 今回の御審議になつております法律改正によりまして、登録制度が許可制度に改められますと、それに伴ひまして、御質問のように小さい業者、たとえば一人親方と言われる人たちが、この許可制度のために不利益な取り扱いを受けることになるんじゃないかという御質問だろつと思ひますけれども、まあ御承知のやうに、今回許可についての要件が新しくいろいろ付与されておるわけでございます。しかしながら現に誠実かつ適正に事業を営んでいられる一人親方にしましては、これは十分要件として満たし得るやうにいたしたい。特に不利益なことは考へてないわけでございます。たとえば五年以上上経営業務の管理責任者だとか、それから十年以上の実務経験者、それから契約に關して不正または不誠実な行為をするおそれがない者、それから「財産的基礎又は金銭的信用を有しないことが明らかな者でない者」、そういう関係があるわけでございますけれども、一人親方につきましても、大体従来からそういう仕事をやつておられる方は、五年以上やつておられれば経営業務の管理責任者ということにみなされる者でございますし、また十年以上の実務経験につきましても、当然これは入るわけでございます。五年以上の経営業務というものは、いろいろな町場の工事請負をやつておられます、やはりそういうことが要件に入るわけでありまして、かりにそういう経験が五年間ないという方につき

ましても、施行期日の期間及び経過措置でその期間を合わせて三年間という期間がございまして、そのうちにそういうことでその不足分の期間が補充できましたら、それで許可ができることになると思へるわけでございます。

また、誠実な行為をする点につきましては、これはもちろん従来から誠実に仕事をやつておられる方は、これは当然許可を受けられるということになるわけでございます。また、財産的基礎とか金銭的信用の点につきましても、その具体的な基準というものを私どももつくる考へてございまして、けれども、その工事に最小の必要な資金というものを自己の資本金で持つてばもちろんいいし、またそれを調達することができればいいわけでございます。その必要最小の調達資金を持つという場合には、例として、過去三年間登録とか許可を受けて継続して営業をした実績を持つた者、これはこういうことで最高限度の資金調達能力があるというふうに考へておりますし、また担保とすることの不動産等を持つておる場合には、そういうことを証明されれば、それを元にして銀行から融資を受けられる、金融機関から融資を受けられるということがはつきりいたしますれば、これもそういうことに入らうかと思ひます。したがひまして、私どもそういう点につきまして、従来誠実に仕事をやつておられる一人親方の方につきましては、十分許可を受けられるというふうに考へておりますし、同時にこの法律案の附則七項におきましても、そういう方たちにも十分配慮を加えるということになつておりますので、今後この法律が改正されましたならば、十分留意していきたく考へております。

○米田正文君 この法律案を第一回に出したときの大臣は前の大臣ですが、前の大臣の提案理由の説明のときには十四万業者と、こゝ言つておる。最近ですが、昨年の暮れになりますと十七万五千ぐらいになつておる。法律案が出てからもう三万もふえておるのですよ。だから、その中にはかけ込み登録もあるのじゃないかと想像もされぬわけでもないのですけれども、非常な勢いでいまふえております。まあ

このかけ込みが全部よかったかどうかは別といたしまして、いま十七万五千、あるいは六千になっておるかもしれないが、この建設法が改正されたとしたら、大体この中でどれくらいのものに許可がおりるかというのが、一番関心事だと思うのです。自分は現に建設業をしておるが、今度改正法ができたら許可になるだろうかという点を非常に心配していると思うのです。その十七万五千のうち十万人とか正確な数字は言えないかもしれないと思いますが、大体どの程度になる見当ですか。それはまだわかりません。

○政府委員(高橋弘篤君) 非常にむずかしい御質問でございます。数字で申し上げられるような資料その他分析を私ども持っておらないのでございますけれども、先ほどから申し上げましたように、現実に誠実に事業を営んでおられる方につきましては、特に不利益なことはないと考えておるわけでございます。正確な数字につきましては特に把握いたしておりません。

○米田正文君 それで私はいいと思いますが、要するに、誠実にやっておるいまの登録業者は全部許可の対象になるというようにひとつぜひ進めていただきたい。

これをもって私の質問を終わります。

○委員長(田中一君) 本日の質疑は、この程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時四十分散会

昭和四十六年三月五日印刷

昭和四十六年三月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局